

理事長 岩本 信之

規程および規則の一部変更について

平成 24 年 2 月 16 日の組合会において、下記の規程の一部変更が承認されました。

記

1. 人間ドック利用規程
2. 乳がん・子宮頸がん健診利用規程

以上

人間ドック利用規程 新旧対照表

新	旧
<p>第 2 条 人間ドックの利用資格者は次のものとする。</p> <p>① 満 <u>35</u> 才以上の被保健者。</p> <p>② 被扶養者で、かつ満 <u>35</u> 才以上の配偶者。 (以下、省略)</p> <p>附 則 この規定は、<u>平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 2 条 人間ドックの利用資格者は次のものとする。</p> <p>① 満 32 才以上の被保健者。</p> <p>② 被扶養者で、かつ満 32 才以上の配偶者。 (以下、省略)</p>

乳がん・子宮頸がん健診利用規程 新旧対照表

新	旧
<p>第 2 条 乳がん・子宮頸がん健診の利用資格者は次のものとする。</p> <p>① 人間ドック利用資格のない女子被保険者。</p> <p>附則 この規定は、<u>平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 2 条 乳がん・子宮頸がん健診の利用資格者は次のものとする。</p> <p>① 満 32 才未満の女子被保険者。</p>